

認定遺伝カウンセラー制度規則細則

(目的)

第1条 この細則は、認定遺伝カウンセラー制度規則（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(認定試験資格)

第2条 規則第7条にもとづいて、ひとたび、認定遺伝カウンセラー認定試験の受験資格を得た場合には、第7条の（2）を満たす限り受験資格を有する。

(認定試験受験手続き)

第3条 規則第8条に定めた認定遺伝カウンセラー認定試験の受験手続きに関する書類、および振り込まれた受験手数料は、いかなる場合も返却はおこなわない。

第4条 規則第8条に定めた認定遺伝カウンセラー認定試験の受験手続きに関する書類、および受験手数料は、再受験の際ににおいても、再度提出、払い込まなければならない。

(認定試験の再受験)

第5条 認定遺伝カウンセラー認定試験において、筆記試験、あるいは面接試験のいずれかが不合格となり再試験を受ける場合、初回の受験より連続した3回の認定試験までは、不合格であった試験のどちらかのみを受験することができる。しかし、それ以降の再受験の場合は、筆記試験と面接試験両者の受験が求められる。

(認定資格の更新)

第6条 認定遺伝カウンセラー[®]の認定更新は、5年毎に行い、その要件は下記のとおりとする。

- (1) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること
- (2) 更新時に継続して日本認定遺伝カウンセラー協会の会員であること
- (3) 前認定期間に別表1に記載する単位を50単位以上取得すること
- (4) 50単位のうち10単位は、日本人類遺伝学会、あるいは日本遺伝カウンセリング学会のいずれかの学術集会を含むこと(A.研修集会出席)
(本項(4)は、平成24年度認定遺伝カウンセラー資格取得者より適応する)

ただし、平成20年度以前の資格取得者についての初回更新時の必要単位数は下記の通りとする

- 平成20年度資格取得者：45単位以上
- 平成19年度資格取得者：40単位以上
- 平成18年度資格取得者：35単位以上
- 平成17年度資格取得者：30単位以上

また、平成20年度以前の資格取得者について初回更新時に上記の単位を満たさない場合は、下記の単位数を次回更新時の必要単位数として上乗せすることにより、更新を認める。

- 平成20年度資格取得者：5単位以内
- 平成19年度資格取得者：10単位以内
- 平成18年度資格取得者：15単位以内
- 平成17年度資格取得者：20単位以内

(認定遺伝カウンセラー資格の更新の受付期間)

第7条 更新申請の受付は、認定最終年度の11月1日から、翌年の1月31日までとする。

(認定資格の更新料)

第8条 認定資格の更新には更新料30,000円を納める

(認定資格更新申請の提出先)

第9条 認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局とする

(更新申請の遅滞について)

第10条 更新申請が遅れた場合であっても「更新申請提出遅滞理由書」を添付したうえで更新申請を提出し、制度委員会がその遅滞理由を許容した場合には、更新を認めることがある。但し、更新申請提出の遅滞は認定期間終了後2年までとし、次回の認定期間は、通常通り、5年間とする。

(認定遺伝カウンセラー資格更新の延長について)

第11条 海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のために認定期間に内に、認定遺伝カウンセラー 資格更新のための活動をすることができない場合は、「認定遺伝カウンセラー資格更新の延長願い」にて更新の延長を申請することができる。申請については認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合には承認する。資格更新がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー認定資格は停止される。認定遺伝カウンセラー資格更新の延長が、認められた者が、更新を行う際には、事前に認定遺伝カウンセラー制度委員会に申し出をし、以下のいずれかによって、更新がなされた場合には、認定資格の停止が解除される。

(1) 認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格する

(2) 別途認定遺伝カウンセラー制度委員会にて決められた当該必要単位数を取得する

(認定遺伝カウンセラー資格の喪失について)

第12条 以下の場合には、認定遺伝カウンセラー資格を喪失する。その後に認定遺伝カウンセラー資格を得たい場合には、再度、認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格することによって資格を得ることができる。

(1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会退会による資格喪失(制度規則第12条

(3))

(2) 認定期間終了後も上記の更新手続きが行われなかった場合

(認定遺伝カウンセラー指導者資格申請)

認定遺伝カウンセラー指導者とは、臨床遺伝専門医と連携して質の高い遺伝医療を提供するとともに、認定遺伝カウンセラー養成課程の遺伝カウンセリング実習施設において、認定遺伝カウンセラー養成課程学生及び医療者に対して、遺伝カウンセリング領域の指導を行うことができる認定遺伝カウンセラーとする。

第13条 規則第18条に定めた認定遺伝カウンセラー指導者資格の認定要件は下記のとおりとする。

(1) 申請者が遺伝医療に関わった30症例のリスト

(2) 申請者自身が遺伝カウンセリングを行った5症例の要約

(3) 指導・学術活動実績

下記3項目から5単位以上(各項目単独で3単位まで可)

1) 遺伝カウンセリング領域の指導10件(1単位)

2) 遺伝医学に関係した指導(セミナー等) <研修記録簿 別表1のA欄参照>

・遺伝カウンセリング関連セミナー・遺伝医学に関する講演の講師1回(1単位)

- ・遺伝カウンセリング関連セミナーのファシリテータ3回（1単位）
- 3) 遺伝医学に関係した学術活動 <研修記録簿 別表1のB欄参照>
- ・遺伝医学に関係した筆頭者としての論文1編（1単位）
 - ・遺伝医学に関係した共著者としての論文2編（1単位）
 - ・遺伝医学関連学会において遺伝医学に関係した主演者としての発表2回（1単位）
- (4) 申請者が1年以上勤務している遺伝医療実施施設の臨床遺伝専門医の推薦状
- (5) 認定遺伝カウンセラー養成課程責任者の推薦状
- (6) 継続して連携可能な臨床遺伝専門医の推薦状（3名以上）
- (7) 認定申請時に継続して認定遺伝カウンセラー®であること

（認定遺伝カウンセラー指導者資格の認定・委嘱）

第14条 認定遺伝カウンセラー制度委員会が認定要件を審査した後、認定し、委嘱する。

2 認定は申請者の主たる所属施設に限る。

3 主たる所属施設を移動した場合は、認定遺伝カウンセラー指導者資格の継続のためには、3か月以内に新たな所属先から認定のための再申請を要する。再認定がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー指導者資格は停止される。

4 指導者は日本人類遺伝学会及び日本遺伝カウンセリング学会の会員であること

5 認定申請時に継続して日本認定遺伝カウンセラー協会の会員であること

第15条 認定遺伝カウンセラー指導者と認定された者には、認定遺伝カウンセラー指導者委嘱状を交付する。

（認定遺伝カウンセラー指導者資格申請の受付期間）

第16条 認定申請の受付は、毎年4月1日から、翌年の1月31日までとする。

（認定遺伝カウンセラー指導者資格申請の提出先）

第17条 認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局とする。

（認定遺伝カウンセラー指導者資格の更新）

第18条 認定遺伝カウンセラー指導者の認定更新は、5年毎に行い、その要件は下記のとおりとする。

- (1) 前指導者認定期間中の遺伝カウンセリング領域の指導の内容
- (2) 前指導者認定期間中の遺伝医学に関係した学術活動・社会活動
- (3) 申請者が勤務している遺伝医療実施施設の臨床遺伝専門医の推薦状
- (4) 継続して連携可能な臨床遺伝専門医の推薦状（3名以上）
- (5) 前認定期間において、継続して認定遺伝カウンセラー®であること
- (6) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること
- (7) 前認定期間において、継続して日本認定遺伝カウンセラー協会の会員であること

（認定遺伝カウンセラー指導者資格の更新の受付期間）

第19条 更新申請の受付は、認定最終年度の4月1日から、翌年の1月31日までとする。

（認定遺伝カウンセラー指導者資格更新申請の提出先）

第20条 認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局とする。

(認定遺伝カウンセラー指導者資格更新申請の遅滞について)

第21条 更新申請が遅れた場合であっても「認定遺伝カウンセラー指導者資格更新申請書提出遅滞理由書」を添付したうえで更新申請を提出し、制度委員会がその遅滞理由を許容した場合には、更新を認めることがある。但し、更新申請提出の遅滞は認定期間終了後2年までとし、次回の認定期間は、通常通り、5年間とする。

(認定遺伝カウンセラー指導者資格更新の延長について)

第22条 海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のために認定期間に内に、認定遺伝カウンセラー指導者資格更新のための活動をすることができない場合は、「認定遺伝カウンセラー指導者資格更新延長願」にて更新の延長を申請することができる。申請については認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合には承認する。資格更新がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー指導者資格は停止される。認定遺伝カウンセラー指導者資格更新の延長を認められた者が、更新を行う際には、事前に認定遺伝カウンセラー制度委員会に申し出をし、以下によって、更新がなされた場合には、指導者資格の停止が解除される。

- (1) 前回認定時からの遺伝カウンセリング領域の指導の内容
- (2) 前回認定時からの遺伝医学に関係した学術活動・社会活動

(認定遺伝カウンセラー指導者資格の喪失について)

第23条 以下の場合には、認定遺伝カウンセラー指導者資格を喪失する。その後に認定遺伝カウンセラーグループ指導者資格を得る場合には、再度、認定遺伝カウンセラー指導者の認定申請を行うことができる。

- (1) 認定遺伝カウンセラー®の資格喪失
- (2) 認定期間終了後も上記の更新手続きが行われなかった場合

第24条 本申し合わせは認定遺伝カウンセラー制度委員会の議を経て改正することができる。

附則

本申し合わせは2016年（平成28年）10月8日より施行する。

本申し合わせは2020年（令和2年）4月1日一部改定施行する。（第7条）